

はじめに

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな食生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、「東京都食品安全条例」に基づき東京都食品安全推進計画を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。

現行計画が~~は~~平成 26 年度をもって計画期間の~~が~~終了を迎えるとなるため、東京都食品安全審議会は、平成 26 年 2 月 14 日付で知事から諮問を受け、東京都食品安全推進計画の改定について審議を行うこととなった。

食品の安全性に関する問題は、新たなリスクの顕在化や、より高度な製造技術の進展など、国内外の諸状況によって変化するため、東京都食品安全審議会は、検討部会を設置して、専門的かつ具体的な検討を行うこととした。

当検討部会では、東京都食品安全条例に示された目的、基本理念等を踏まえ、食品の安全確保に係る現在の課題に対応するため、東京都食品安全推進計画を改定するに当たっての視点や、計画で示すべき事項、計画改定の考え方などについて検討を行った。

また、平成 26 年 8 月 1 日に東京都食品安全審議会で取りまとめた「答申（案）の中間まとめ」を公表し、寄せられた意見を参考にしながら、さらに検討を重ねてきた。

このたび、これらの検討を踏まえ、東京都食品安全推進計画の改定について取りまとめたので答申する。

本報告は、これまでの検討内容を、「答申（案）の中間まとめ」として取りまとめたものである。

施策の柱3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進

1 課題

平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所~~の~~事故に伴い、国産食品の放射性物質に関する対策が開始された。放射性物質の基準値を超える食品は減少傾向にあるが、放射性物質に関する不安を払拭するためには、生産段階や流通段階における放射性物質のモニタリング検査結果の公表や放射性物質に関連する情報の周知といった対応が求められている。

食品の安全確保のためには、事業者による自主的な取組や行政による監視指導はもとより、都民自らが判断して、食品を選択できる環境づくりが必要である。このため、都民、事業者及び行政によるリスクコミュニケーションを一層活発に行い、協力して施策を推進していくことが重要である。

食物アレルギーについては、食物アレルギーを有する人にとって、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを引き起こすこともあり、健康へのリスクは高いものと言える。食物アレルギー対策は、表示や製造施設でのアレルギー物質の混入防止、発症時の対応など多岐に渡っており、全庁横断的に対策を進めるべきである。

2 対応

- オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、食品中の放射性物質モニタリング検査結果をはじめとした、食品安全に関する情報を世界に向けて発信する。
- 都民、事業者及び行政が様々な機会を通じて~~一堂に会して~~行う情報や意見交換の場を一層充実させ実施していく。
- 食物アレルギー対策について、関係各局が連携し、関係者間の相互理解と協力を得ながら総合的に対策を進めていく。

第2節 基本施策

都における生産から消費に至る食品安全確保施策（46 施策）について、以下のとおり施策の柱ごとに一覧としてとりまとめた。~~（★：重点施策）~~

なお、表のNo 欄には重点施策に「★」を示し、施策欄の括弧内には施策の所管局等（複数の場合は主体となる順）を記載した。

【施策の柱1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進】

＜1-1 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の自主的衛生管理の推進＞

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組を一層促進するための施策

NO	施策	概要
★ 1	東京都工コ農産物認証制度の推進 (産業労働局)	安全・安心で環境に配慮した農産物の生産を振興するため、化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を認証するとともに農薬の残留検査も行い、都民に広く情報提供する。
★ 2	国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進 (福祉保健局)	飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。 本制度のより一層の普及に向け、衛生管理向上の取組の初期段階から段階的に評価し継続的な取組を推進する新たな仕組みの構築及び活用を図る。 また、食中毒発生時におけるリスクの大きさを考慮し、重点的に認証取得を進める分野を設定することにより、計画的に認証の取得を推進していく。
★ 3	国際基準であるHACCP導入支援 (福祉保健局)	HACCP(ハサップ)システムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。 承認施設に対し、HACCPシステムが適切・確実に行われるよう外部検証を実施する。 また、「HACCP導入型基準」について、事業者への周知や技術的支援を行う。
4	食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。

NO	施 策	概 要
13	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	実態調査を継続的に実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行う。 ○東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査 ○都内に流通する農畜産物、魚介類を対象とした PCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウムなどの有害化学物質の食品汚染実態調査 <u>○トータルダイエツトスタディによる食事由来の化学物質等摂取量推計調査</u> ○環境中のダイオキシン類等のモニタリング調査
14	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。
 15	食品安全情報評価委員会による分析・評価 (福祉保健局)	食品の安全に関する情報を幅広く収集し、その情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会で都民生活への影響を分析・評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。
16	食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用 (福祉保健局)	規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。 調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。

〈2-2 食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実〉

関係各局が連携し、食品の生産から販売に至るすべての段階を網羅した監視指導や検査を推進していく施策

NO	施 策	概 要
17	<p>農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)</p>	<p>食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法及び<u>医薬品医療機器等法</u><u>など薬事法等</u>の関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導する。</p>
18	<p>畜産物等の安全対策 (産業労働局)</p>	<p>食品の原材料となる家畜等の生産段階において、健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施するとともに、死亡牛・起立不能牛等の牛海綿状脳症（BSE）検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などを実施する。</p> <p>また、養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。</p>
19	<p>と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)</p>	<p>と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除する。</p> <p>法令で定められた月齢を超える牛や起立不能牛等を対象としたBSE検査を実施するとともに、と畜解体工程における特定危険部位の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施する。</p> <p>衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。</p>
20	<p>地域監視 (福祉保健局)</p>	<p>地域の営業施設・設備に対する監視指導のほか、健康管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。</p> <p>食品に関する苦情や食中毒が疑われる事件の発生時に、原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。</p>

NO	施 策	概 要
21	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	<p>都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。</p> <p>重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。</p> <p><u>危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う。</u></p>
 22	輸入食品対策 (福祉保健局)	<p>健康安全研究センター内に設置されている輸入食品の専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、カビ毒、遺伝子組換え食品、残留抗菌性物質などについて監視指導を行う。</p> <p>都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。</p>
 23	「健康食品」対策 (福祉保健局、生活文化局)	<p>健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示及び医薬品成分等の検査を実施する。インターネット広告等も定期的に調査し、法令等に基づき広告の適正化を図る。</p> <p>医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。</p> <p>都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、危害の未然防止に努める。</p> <p>医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。</p> <p>新たに導入される機能性表示制度に適切に対応していく。</p>
24	自主回収報告制度の運用 (福祉保健局)	<p>事業者の自主回収情報を広く都民に公表することで、都民の協力のもと、違反食品等の迅速な回収を促進する。</p> <p>都民及び事業者に制度の周知を図る。</p>

【施策の柱3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進】

〈3-1 情報の発信、意見交流等の推進〉

食品の安全に関するリスクコミュニケーションや食品安全情報の発信、食物アレルギー対策を推進する施策

~~法令等に基づく表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策~~

NO	施策	概要
30	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、SNS、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供する。
★ 31	食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信 (各局)	都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を、ホームページなどを通じて広く提供し、食品中の放射性物質等に関する不安の払拭に向け、食品安全情報を世界に向けて発信する。
★ 32	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (各局)	食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、消費者、食品関係事業者、行政担当者など多くの関係者の間で、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図る。
★ 33	総合的な食物アレルギー対策の推進 (福祉保健局 他、各局)	食品を取り扱う事業者に対してアレルギー管理についての技術指導を行う。 アレルギー物質に係る検査体制を整備し、アレルギー表示等の適正化を図る。 学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の対応等について、関係各局が連携して関係者向けの研修を行う <u>など</u> こと <u>で</u> 、基礎的な知識を普及し、誰もが安心して生活できる環境づくりを進める。

第3節 重点施策

1 重点施策の選定の考え方

食品の安全確保のためには、「基本施策」を継続的に着実に実施していくことが求められる。

同時に、食品安全を取り巻く第1章第2節で示した課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策もある。こうした施策については、第1章第2節の食品の安全に係る課題と対応の方向性を踏まえつつ、課題に対応するため、以下の3つの視点に基づき「基本施策」から選定し、これを「重点施策」と位置づけ、次期推進計画の実施期間である6か年の間に具体的な成果が得られるよう、施策の推進を図るべきである。

重点施策の選定の視点

- I 食品安全に関する事件・事故の未然防止・拡大防止対策の充実
- II 国際動向を踏まえた自主的衛生管理の普及拡大や食品表示などの新たな制度への対応
- III 食品の安全に関する情報の世界への発信や関係者間の協力・相互理解の促進

2 重点施策の内容

重点施策の選定の視点に基づき、以下の11の施策を重点施策として選定し、実施に向けて求められる事項をまとめた。

<重点施策1> 東京都エコ農産物認証制度の推進

食品の安全や安心の確保のためには、食品流通の出発点である生産段階において、生産者の自主管理を促進する取組が重要である。

また、平成25年度に実施された都民アンケート（以下「都政モニターアンケート」という。）においても、食品の生産から消費までの段階のうち、食品の安全を確保するために最も重要と考える段階は、生産段階であると答えた人の割合が、55.6%と半数以上を占めており、都民の関心が高いと考えられる。

さらに、生産段階では、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料を削減するといった環境に配慮した取組も評価されるべきものである。

このため、都は、このような取組が行われた農産物を、取組の段階に応じて認証するとともに、認証された農産物の栽培状況の確認や、残留農薬の分析を実施して、その結果をPRすることにより、消費者が安心して商品を選択することへの大きな支援

められていると言える。

輸入食品の安全確保については、国の水際での対策が一義的であることは言うまでもないが、通関・都内流通後は、都で設置している専門監視班を中心として、都内の輸入業、輸入食品の倉庫業などに対して重点的な監視指導を実施することが、最も効率的かつ効果的である。

また、監視指導の際には、国からの情報も含めた最新の海外情報等を踏まえ、適切な対応を取ることが肝要である。

さらに、輸入事業者自らが行う自主的な衛生管理の推進を図ることも重要な点である。違反事例や関係法令に関する最新情報の提供を目的とした、輸入事業者を対象とする講習会を開催するなど、輸入事業者の自主管理を支援する施策を継続的に実施していくべきである。

【具体的な事項】

- 専門監視班による監視の実施
- 輸入農畜水産物の検査の実施
- 海外で使用される農薬等の検査法の開発
- 輸入事業者講習会の開催
- 専門監視班による輸入事業者の自主管理の支援

<重点施策6> 「健康食品」対策

総務省が実施した家計調査によると、平成25年におけるサプリメントなどの健康保持用摂取品の一世代あたり年間支出金額は14,960円であり、都民の生活にも広く浸透していることが考えられる。

しかし、これら日常にあふれる「健康食品」については、一部に、医薬品成分を混入させたものや、これまで一般に飲食に供されなかったものが使用されるなど、摂食による健康被害が報告されている。

また、食品に係る健康保持増進効果に関する不適正表示も見受けられているため、このような製品が流通することのないよう、今後も行政による監視指導の一層の徹底が求められる。

さらに、現在、消費者庁において、「健康食品」をはじめとした加工食品や農林水産物を対象として、企業等の責任で科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策が検討されている。

このような状況を踏まえると、関連事業者を対象として、食品表示法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律薬事法（昭和35年法律第145号。医薬品医療機器等法。）、景品表示法など、「健康食品」に係る法令の周知を

あわせて、「健康食品」を安全に利用するための注意事項などについて、都民への普及啓発を充実すべきである。

【具体的な事項】

- 流通市販品に対する監視指導
- 「健康食品」による健康被害事例専門委員会の運営
- 事業者講習会の開催
- 福祉保健局サイト「健康食品ナビ」や啓発資材等を通じた都民への普及啓発
- 新たな機能性表示制度への適切な対応

＜重点施策7＞ 法令・条例に基づく適正表示の指導

食品表示は、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割を果たしている。適切な食品表示によって事業者から都民へ正確な情報を提供することで、都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができる環境づくりを進めることが可能となる。

昨年6月、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する基準を一元化した食品表示法が公布された。また、本年6月、広告・表示全般に関する規制法である景品表示法が改正され、都道府県知事の権限が強化された権限強化が見込まれる状況である。

このような制度改正を踏まえ、都は、消費者庁を始めとする関係機関や他自治体、関係各局と連携を図りながら、相談・監視体制を整備し、適正表示を推進していく必要がある。あわせて、食品を取り扱う事業者が、表示の重要性を認識し、関係法令の理解を深めて正しい表示に取り組めるよう支援していくことが重要である。

【具体的な事項】

- 消費者庁など関係機関との連携
- 新しい制度に応じた相談・監視体制の整備
- 適正表示推進者育成講習会等の開催
- DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の実施

＜重点施策8＞ 食品安全に関する健康危機管理体制の整備

食品による大規模あるいは重大な健康被害の発生や、その発生が疑われる場合、原因が特定できない段階であっても、都の関係各局が連携し、関係機関の協力のもと、

<重点施策 10> 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

進展する食品流通のグローバル化や食品の生産・加工技術の開発に伴い、食品に新たなリスクが顕在化することがある。このようなリスクも含めた食品の安全確保について、行政、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことは重要である。こうした関係を築いていくため、関係者が様々な機会を通じ一堂に会して、それぞれの考え方や取組を情報交換し意見交流を行う、リスクコミュニケーションをより活発に行っていくべきである。

また、リスクが正しく理解できるよう、ホームページや啓発資材、体験型セミナー等を通じてを用いて、分かりやすい情報の提供を充実させていく必要がある。

【具体的な事項】

- 都民フォーラムの開催など関係者による活発な意見交換
- ホームページ、啓発資材等による情報提供の充実
- 児童を対象とした体験型セミナーの開催

<重点施策 11> 総合的な食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすことのあるアナフィラキシーショックを起こすこともあり、このような症状を起こさないように予防することや、症状が起きたときに適切に対応することが重要である。

そこで、食物アレルギーを持つ人が選択できる食品を提供するために、食品の製造や調理施設に対してアレルギー物質の混入防止のための技術指導を行うほか、食品の表示が義務付けられているアレルギー物質（乳、卵、そば、小麦、落花生、えび、かに）について、流通する食品に適正な表示がなされていることを確認することが求められる。

また、国では、外食等における情報提供の在り方について検討が進められており、このような規制の動向を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

さらにまた、食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めるために、食物アレルギーを持つ児童の日常生活の管理や、食物アレルギー症状発生時の緊急時対応などについて、学校や保育所、幼稚園等への普及を、関係各局が連携して進める必要がある。

【具体的な事項】

- 食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導
- アレルギー表示に係る監視指導、検査体制の充実
- 学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談、緊急時対応等に係る人材の育成